

## 平成目安箱への回答 No.10

**【再】「不当な固定資産税の減免を止め、税収を増やす」について 減免の具体的な理由の説明をお願いします**

担当主管課：税務課資産税係（内線 255・256）

要望等内容	回答
<p>「平成目安箱」の趣旨は、大磯町のホームページによると「町政への具体的・建設的な意見・提案を寄せて頂くことによる町政への参加」としています。私たちはこの趣旨に沿って、特定の浄化槽に対する固定資産税の減免は、国法（地方税法）所定の相応の理由がなく、税の公平の観点から、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 減免を廃止し、公正な税負担を実現する</li><li>2 減免を廃止し、税収を増やす</li></ol> <p>の具体的な二項を提案させていただきました。</p> <p>それについての貴殿の回答は、町内のほとんどの浄化槽が固定資産税を減免なく徴収されているにも関わらず、特定の浄化槽だけが減免を受ける具体的な理由を述べることなく「減免の決定にご理解願います」としています。しかし、理由が明らかになっていないのに、理解することはできないのではないのでしょうか。</p> <p>私たちは、減免とする相応の理由についての詳細を知り得ません。例えば、災害を受け甚大な被害を受けた等の然るべき具体的な理由があるのなら、得心してこの提案を取り下げます。</p> <p>そちらからの返答にその具体的記述がないため、当方は、減免申請書にその理由が記載されているのではと、ある浄化槽の減免申請書を情報開示請求により取得し、調査しました。しかし、その理由欄には「浄化槽に固定資産税が課せられる。公益的減免及び特別な減免に該当するので申請する」となっていて、やはり、何が公益的な減免及び特別な減免に該当するのかは、記載されていませんでした。</p> <p>とすると、この申請内容を受諾し、減免の決定をした貴殿には、私どもにはうかがい知れない何か特別の事情があつて減免をしているのかと推測されます。</p> <p>当方への回答書では「申請内容に基づき各種の確認をして決定をしている」としているので、その確認の具体的な内容をご説明いただきたく、お願いします。</p> <p>またもし、相応の理由なしに税の減免を行っているとなると、それは貴殿の権限の裁量の範囲の逸脱或いは濫用に該当し、違法行為となりますので、その点を十分踏まえられたうえ、真摯にご回答いただきたく、宜しくお願い申し上げます。</p> <p>なお、念の為申し添えますが、町の条例は、国法の範囲を越えて所定できません。</p>	<p>町政につきましては日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。</p> <p>さて、平成 26 年 9 月 3 日付けでお寄せいただきました「【再】「不当な固定資産税の減免を止め税収を増やす」について減免の具体的な理由の説明をお願いします」の回答につきまして、以下のとおり回答いたします。</p> <p>固定資産税の減免については、前回回答いたしましたように、地方税法及び大磯町町税条例、大磯町町税減免取扱規程等により、申請に基づき適用を行っております。</p> <p>今回ご質問のありました特定の浄化槽に対する減免の具体的な理由については、大磯町町税減免取扱規程第 3 条第 8 号に規定する、公益上その他特別の事由を詳細に定めた「コミュニティプラント（集中処理浄化槽）に係る固定資産税の減額措置に関する内規」に基づき減免の適用を行っております。</p> <p>この内規では、減免の対象者を都市計画法等の指導を受け開発地等にコミュニティプラントを建設し、それを維持管理することにより汚水及び雑排水類の処理を行い、法令で定められた基準値以下の清浄な水を河川に放流している者と定めております。</p> <p>上記につきまして、町では申請に基づき減免の適用を行っております。</p>

目安箱受付日：H26. 9. 3

掲示日：H26. 9. 25